



# 消費生活センターからのお知らせ

## 気を付けて! 「点検に行きます」強盗

ガスや電気の点検、消防点検や家の修理などを装って家に侵入し、現金やキャッシュカードを奪う強盗事件が発生しています。

東京ガスの点検では、訪問の7日から14日前を目安に訪問日時等を示したチラシが必ず投函されます。

「これから点検に行く」と電話があったときや、突然の訪問には注意してください。被害に遭わないように、次のことに気をつけてください。

- 昼夜を問わず、在宅中でもドアや窓は鍵をかける。
- 予定外の来訪者には、すぐにドアを開けず、インターホン越しやドアチェーンをして対応する。
- ドアを開ける前に消防署員やガス会社職員等を名乗る人は、制服着用と身分証明書等を確認する。



**本物の点検ではないとわかったときや不審な様子を感じたときは、絶対にドアを開けずにすぐに110番通報を!!**



## はい 消費生活相談です お試しのつもりが 定期購入に!?

**Q** スマートフォン(以下スマホ)で通販サイトを見ていた際、「ダイエットサプリメント実質500円」という広告が目に入った。興味があつたのでタップしたところ、大きな文字で、「通常価格5,000円が、初回500円」と書いてあつた。500円ならとお試しのつもりで購入した。事業者から再度、商品発送通知メールが届き、定期購入と分かった。1回だけのつもりで申し込んだので、キャンセルしたい。

**A** 「お試し商法」とは、「定価●●円がお試し無料」「定価▲▲円が今なら××円」など通常より低い価格で購入できると広告しながらも、実際には定期購入を条件に契約を締結させる商法です。スマホからの商品の申込みは通信販売にあたり、クーリング・オフ制度はありません。広告や申し込みの最終確認画面等を確認したところ、「インターネット通販に係るガイドライン」に則って、最低5回の定期購入契約だといった条件が表示されていました。このような場合だと解約はできません。注文申し込みを確定する前に、小さな文字や面倒であっても、広告や利用規約を必ずよく読み、定期購入が条件となっていないか確認しましょう。無料や極端に低い価格の場合は特に注意してください。



### めくニャンからの アドバイス

- 定期購入は解約自由となつていても、中途解約した場合にお試し価格が通常価格に戻ることがあります。解約手続の方法を電話のみに限定したり、解約可能な期間であっても電話が繋がらず解約の申入れが出来ない等、トラブルが増えています。慎重に契約しましょう。
- 平成29年12月から通信販売の定期購入に関しては、広告かつ最終確認画面上に、「定期購入契約である旨、支払総額、契約期間、解約条件等の主な契約内容の全て」を「消費者に分かりやすいように」表示することが義務付けられました。内容をよく読んで支払総額や解約・返品条件をしっかりと確認しましょう。
- 最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮っておくだけでなく、事業者に連絡した記録(電話、メール、FAX等)も残しておきましょう。

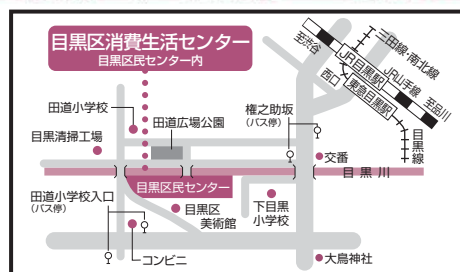


**不安なときや、困ったときは、  
すぐに消費生活センター  
(☎03-3711-1140)に相談してください。**

シグナル109号に関するご意見や今後の発行に関するご要望をお寄せください。

**発行** 目黒区消費生活センター  
(目黒区産業経済部産業経済・消費生活課)  
〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター内  
TEL: 03-3711-1133 FAX: 03-3711-5297

メールマガジンも  
配信しています。



目黒区 消費生活

検索